平成２３年（フ）第１７０３０号
東京都目黒区目黒本町４丁目20―５―３
債務者　山田　範三
1　決定年月日時　平成23年12月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月14日まで
5　免責審尋期日　平成24年２月14日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１７０３１号
神奈川県横浜市保土ケ谷区川島町709―８
債務者　関根　夏美（旧姓吉田）
1　決定年月日時　平成23年12月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月14日まで
5　免責審尋期日　平成24年２月14日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１７０３２号
埼玉県川口市大字源左衛門新田223―30
債務者　大野　　恵
1　決定年月日時　平成23年12月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月14日まで
5　免責審尋期日　平成24年２月14日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１７０３３号
神奈川県厚木市愛甲960―202
債務者　富岡　佳恵（旧姓多久和）
1　決定年月日時　平成23年12月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月14日まで
5　免責審尋期日　平成24年２月14日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１７０３４号
千葉県市川市妙典１丁目８―12―103
債務者　富永　輝男
1　決定年月日時　平成23年12月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月14日まで
5　免責審尋期日　平成24年２月14日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１７０３５号
千葉県船橋市前原西６丁目１－５―311
債務者　渡邊　　篤
1　決定年月日時　平成23年12月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月14日まで
5　免責審尋期日　平成24年２月14日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１７０３６号
千葉県野田市古布内1487―３
債務者　朝倉ユカリ
1　決定年月日時　平成23年12月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月14日まで
5　免責審尋期日　平成24年２月14日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１７０３７号
埼玉県さいたま市桜区西堀４丁目６―21―106
債務者　高倉　正規
1　決定年月日時　平成23年12月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月14日まで
5　免責審尋期日　平成24年２月14日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１７０３８号
埼玉県富士見市勝瀬1477―102、住民票上の住所埼玉県富士見市ふじみ野東１丁目３―４―102
債務者　長井　里美
1　決定年月日時　平成23年12月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月14日まで
5　免責審尋期日　平成24年２月14日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１７０３９号
神奈川県相模原市中央区田名3221―９―202
債務者　権平いづみ（旧姓稲垣）
1　決定年月日時　平成23年12月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月14日まで
5　免責審尋期日　平成24年２月14日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１７０４０号
千葉県松戸市南花島３丁目41―18―407
債務者　藤巻　賢一
1　決定年月日時　平成23年12月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月14日まで
5　免責審尋期日　平成24年２月14日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１７０４１号
東京都日野市大坂上４丁目13―３　コーシャハイム日野大坂上１―204
債務者　松原　由美
1　決定年月日時　平成23年12月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月14日まで
5　免責審尋期日　平成24年２月14日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１７０４２号
千葉県山武市松尾町五反田2204―12　テラスハウス吉田
債務者　荒野　由夫
1　決定年月日時　平成23年12月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月14日まで
5　免責審尋期日　平成24年２月14日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１７０４３号
東京都世田谷区上馬１丁目15―10―401
債務者　片山　大将
1　決定年月日時　平成23年12月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月14日まで
5　免責審尋期日　平成24年２月14日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１７０４４号
神奈川県横浜市磯子区滝頭１丁目９―40
債務者　吉田　広利
1　決定年月日時　平成23年12月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月14日まで
5　免責審尋期日　平成24年２月14日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部